

公告 2022 年度第 1 号
2022 年 4 月 14 日

組合員各位

近森会健康保険組合
理事長 近森 正幸

規程の一部変更について

近森会健康保険組合の規程について、下記の通り一部変更がありましたので公告します。

記

○個人情報保護管理規程

施行日：令和 4 年 4 月 1 日

規程新旧対照表 (変更条文のみ抜粋)

個人情報保護管理規程

新	旧
第 1 条～第 2 条 略 (個人情報の利用目的の特定と公表等) 第 3 条 (第 1 項 略) 2 組合は、法第 18 条第 3 項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意なく別表 2 により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、利用目的と関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。 (第 3 項～第 4 項 略) (個人情報の第三者への提供) 第 4 条 (第 1 項～第 2 項 略)	第 1 条～第 2 条 略 (個人情報の利用目的の特定と公表等) 第 3 条 (第 1 項 略) 2 組合は、法第 27 条第 1 項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意なく別表 2 により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、利用目的と関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。 (第 3 項～第 4 項 略) (個人情報の第三者への提供) 第 4 条 (第 1 項～第 2 項 略)

3 法第27条第1項各号又は第5項各号に定める場合を除き、個人情報^を第三者(法第16条第2項各号に掲げる者を除く。次項において同じ。)に提供する場合、様式第1号に定める記録を作成するとともに当該記録を提供した日から3年間保存しなければならない。

4 法第27条第1項各号又は第5項各号に定める場合を除き、第三者から個人情報の提供を受ける場合、様式第2号に定める記録を作成するとともに当該記録の提供を受けた日から3年間保存しなければならない。

(個人情報の適正な取得及び正確性の確保)

第5条 (第1項 略)

2 特定個人情報については、番号法第20条に定める場合を除き、収集又は保管してはならない。また、本人又は代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条に定める本人確認の措置をとらなくてはならない。

(第5条～第22条 略)

3 法第27条第1項各号に定める場合を除き、個人情報^を第三者に提供する場合、様式第1号に定める記録を作成するとともに当該記録を提供した日から3年間保存しなければならない。

4 法第27条第1項各号に定める場合を除き、第三者から個人情報の提供を受ける場合、様式第2号に定める記録を作成するとともに当該記録の提供を受けた日から3年間保存しなければならない。

(個人情報の適正な取得及び正確性の確保)

第5条 (第1項 略)

2 特定個人情報については、番号法第19条に定める場合を除き、収集又は保管してはならない。また、本人又は代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条に定める本人確認の措置をとらなくてはならない。

(第5条～第22条 略)